

## 長野市議会議員の政治倫理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、議員の責務及び行為規範を定めることにより、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、議会の権威と名誉を守り、市民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### (議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、前項の責務を果たすことのできる広くかつ高い識見を養うとともに、全体の利益の実現を目指して行動しなければならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

4 市民は、主権者として公共の利益の重要性を深く認識し、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。

### (行為規範)

第3条 議員は、次に掲げる行為規範（以下「行為規範」という。）を遵守しなければならない。

(1) 議員の品位及び名誉を傷つけ、市民の信頼を損なう行為をしないこと。

(2) 市が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市が締結する請負その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利となるような働きかけをしないこと。

(3) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

### (審査の請求)

第4条 議員は、行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の12分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員の連署をもって、その代表者から議長に対し、審査を請求することができる。

2 選挙権を有する市民（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。以下同じ。）は、行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、その総数の100分の1以上の連署（以下「有効な連署」という。）をもって、その代表者（以下「市民による審査請求の代表者」という。）から議長に対し、審査を請求することができる。

3 前2項の規定による審査の請求をしようとする者は、審査請求書に行為規範に反する疑いがあることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない。

4 議長は、市民による審査請求の代表者から前項の規定による審査請求書等の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書等について有効な連署があることの確認を求めるものとする。

5 議長は、選挙管理委員会が審査請求書等について有効な連署があることの確認を

したときは、第2項の規定による審査の請求を受理し、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

- 6 議長は、選挙管理委員会が審査請求書等について有効な連署があることの確認ができなかったときは、当該請求を受理しない理由を付して、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

(審査会の設置)

第5条 議長は、前条第1項又は第2項の規定による審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に長野市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査会の組織)

第6条 審査会は、委員11人以内で組織する。

- 2 委員は、議員のうちから議長が指名する。
- 3 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
- 4 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(審査会の会議)

第7条 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた議員(以下「被審査議員」という。)につき、行為規範に反し、政治的又は道義的に責任があると認める場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、出席自粛の勧告その他の勧告を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の多数によりこれを決定しなければならない。
- 4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(審査会による意見聴取等)

第8条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、被審査議員、審査の請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

(弁明の機会の付与)

第9条 被審査議員は、いつでも審査会に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。

- 2 被審査議員は、第11条第1項の規定による議長への報告までの間は、審査会に対し、いつでも書面により弁明することができる。

(資産等報告書の提出)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、被審査議員に次に掲げる事項のうち審査会が指定する事項を記載した資産等報告書の提出の請求をするよう求めることができる。

- (1) 審査会が指定する日において被審査議員が有する資産等に関する次に掲げる事項

ア 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）の所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに当該土地を相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

イ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

ウ 建物の所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

エ 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）の額

オ 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限り、このうち株券にあつては、議長が定める株券とする。）の種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）

カ 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）の種類及び数量

キ 利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）を有するゴルフ場の名称

ク 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）の額

ケ 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）の額

(2) 被審査議員の所得等に関する次に掲げる事項

ア 審査会が指定する年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実）

(ア) 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

(イ) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議長が定めるもの

イ 審査会が指定する年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

(3) 審査会が指定する日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この号において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合における当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名

2 議長は、前項の規定による求めがあつたときは、相当の期間を定めて、被審査議員に対し、資産等報告書の提出を請求しなければならない。

3 被審査議員は、前項の規定による請求があつたときは、正副2通の資産等報告書を議長に提出しなければならない。

4 議長は、資産等報告書の提出があったときは、その正本を審査会に送付するものとする。

5 何人も、議長に対し、議長が別に定めるところにより、第3項の規定により提出があった資産等報告書の閲覧を請求することができる。

(議長への報告等)

第11条 審査会は、審査の結果について議長に報告するものとする。

2 審査会は、被審査議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

(審査会の運営に関するその他の事項)

第12条 前6条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(審査の結果の通知及び公表)

第13条 議長は、第11条第1項の規定による報告を受けたときは、第4条第1項の代表者又は市民による審査請求の代表者及び被審査議員に対し審査の結果を通知するものとする。

2 議長は、次条第1項の規定による意見書の提出期限の日以後において遅滞なく、前項の審査の結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第14条 被審査議員は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、当該通知があった日の翌日から起算して15日以内に、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、前条第2項の規定による公表に併せて、当該意見書又はその概要を公表するものとする。

(議長の措置)

第15条 議長は、第11条第1項の規定による報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧郵便貯金の取扱い)

2 第10条第1項第1号エの規定の適用については、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項各号に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

(検討)

- 3 議会は、この条例の施行後適当な時期において、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。